

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、2023年7月21日から施行する。ただし、宇都宮ライトレール株式会社に係る改正規定は2023年8月26日から施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
別表第6号（第59条） IC カード乗車券が利用できる交通事業者（鉄道）	別表第6号（第59条） IC カード乗車券が利用できる交通事業者（鉄道）
鉄道会社名	鉄道会社名
北海道旅客鉄道株式会社	北海道旅客鉄道株式会社
(略)	(略)
沖縄都市モノレール株式会社	沖縄都市モノレール株式会社
東京モノレール株式会社	<u>宇都宮ライトレール株式会社</u>
(略)	東京モノレール株式会社
	(略)
別表第6号の2（第59条） IC カード乗車券が利用できる交通事業者（バス）	別表第6号の2（第59条） IC カード乗車券が利用できる交通事業者（バス）
バス事業者名	バス事業者名
東日本旅客鉄道株式会社	東日本旅客鉄道株式会社
(略)	(略)
大阪バス株式会社	大阪バス株式会社
河南町コミュニティバス運行事業者	<u>北海道バス株式会社</u>
(略)	<u>株式会社エルム観光バス</u>
	<u>千歳相互観光バス株式会社</u>
	河南町コミュニティバス運行事業者
	(略)
(以下略)	(以下略)